

【保育を必要とする事由及び保育の必要量】

事由	内容	保育の必要量
就労	フルタイム就労を想定した利用時間 1か月の就労時間が120時間以上の場合	保育標準時間
	パートタイム就労を想定した利用時間 1か月の就労時間が48時間以上120時間未満の場合	保育短時間
妊娠・出産	産前8週間（多胎児妊娠の場合は14週間）から産後8週間を経過する日の翌日が属する月末までにあたる場合	保育標準時間
疾病・障害	疾病・障害により保育が必要と認められた場合	保育標準時間
介護・看護	親族等の介護・看護により保育が必要と認められた場合 ※介護等に要する時間は就労に同じ	状況に応じて認定
災害復旧	地震・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合	保育標準時間
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合 ※保育期間は0～2歳は2か月、3～5歳は3か月です。	保育短時間
就学	1か月48時間以上120時間未満、学校や職業訓練校等に通っている場合	保育短時間
	1か月120時間以上、学校や職業訓練校等に通っている場合	保育標準時間
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	保育標準時間
育児休業	育児休業取得時（育児休業法に基づくものに限る）に既に保育を利用して継続利用が必要であると認められる場合 ※育児休業の対象となる児童は入園不可	保育短時間

【入園の決定】

- ① 家庭内の保育環境を考慮し、保育の必要性の高い児童から入園を決定します。
- ② 入園できる基準に該当しない場合は、入園できません。
- ③ 保育施設の定員に余裕のない場合は、希望の園に入園できない場合があります。
特に、「なぎさ若竹こども園」については、平成ヶ浜住宅入居者の児童が優先となりますので、ご了承ください。
- ④ 審査の後、2月上旬に内定通知を送付します。4月入園の方には、入園決定通知を令和6年3月下旬に送付します。

第75回人権週間

12月4日から10日までは「人権週間」です。人権週間では、世界人権宣言の意義を訴えとともに人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、同和問題、ハンセン病問題といった様々な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題を解決し、国連の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動を取ることが大切ではないでしょうか。

「人権週間」を機に、私たち一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、明るく住みよい社会をつくりましょう。

令和6年度

保育園・認定こども園入園案内



問合せ 役場民生課 ☎820-1505

令和6年度に保育園・認定こども園へ入園を希望する児童（2号認定及び3号認定）の申し込みを受け付けます。

申込書の配布及び受付

受付は先着順ではありません。申込書、在職証明書等を揃えて、期限までに提出してください。

配布	受付	時間	ところ
12月1日(金)から	令和5年12月1日(金)から 令和6年1月15日(月)まで	8時30分～17時30分	役場民生課

※配布及び提出は土曜開庁日（12月9日、12月23日）も受け付けています。

【町内保育園及び認定こども園】

施設名	種別	住所・電話	定員（認定区分ごと）		
			1号	2号	3号
坂みみょう保育園	保育所	坂西二丁目2番12号 ☎884-3007	-名	90名	50名
小屋浦みみょう保育園		小屋浦二丁目38番27号 ☎886-8835	-名	30名	10名
横浜若竹こども園	認定こども園	横浜東一丁目4番5号 ☎885-8111	25名	107名	48名
なぎさ若竹こども園		平成ヶ浜二丁目2番95号 ☎820-1793	20名	38名	22名

【認定区分】

区分	年齢	要件	利用できる施設（種別）	申込み先
2号	満3歳以上	保護者が左記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する事	保育所・認定こども園	坂町
3号	満3歳未満			

【保育時間】

施設名	保育の必要量	
	保育標準時間	保育短時間
坂みみょう保育園	7時30分～18時30分	8時30分～16時30分
小屋浦みみょう保育園		
横浜若竹こども園	7時～18時	
なぎさ若竹こども園		